

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

平成26年

目 次

議案第 62 号	不動産の取得について	1
議案第 63 号	不動産の取得について	4
議案第 64 号	平成25年度鎌倉市一般会計補正予算（第 6 号）	7
議案第 65 号	平成25年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	17
議案第 66 号	平成25年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）	22
議案第 67 号	平成25年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	25
議案第 68 号	平成25年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	28
議案第 69 号	平成25年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	31
報告第 14 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	34

不動産の取得について

鎌倉近郊緑地特別保全地区内の土地を次のとおり取得するものとする。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

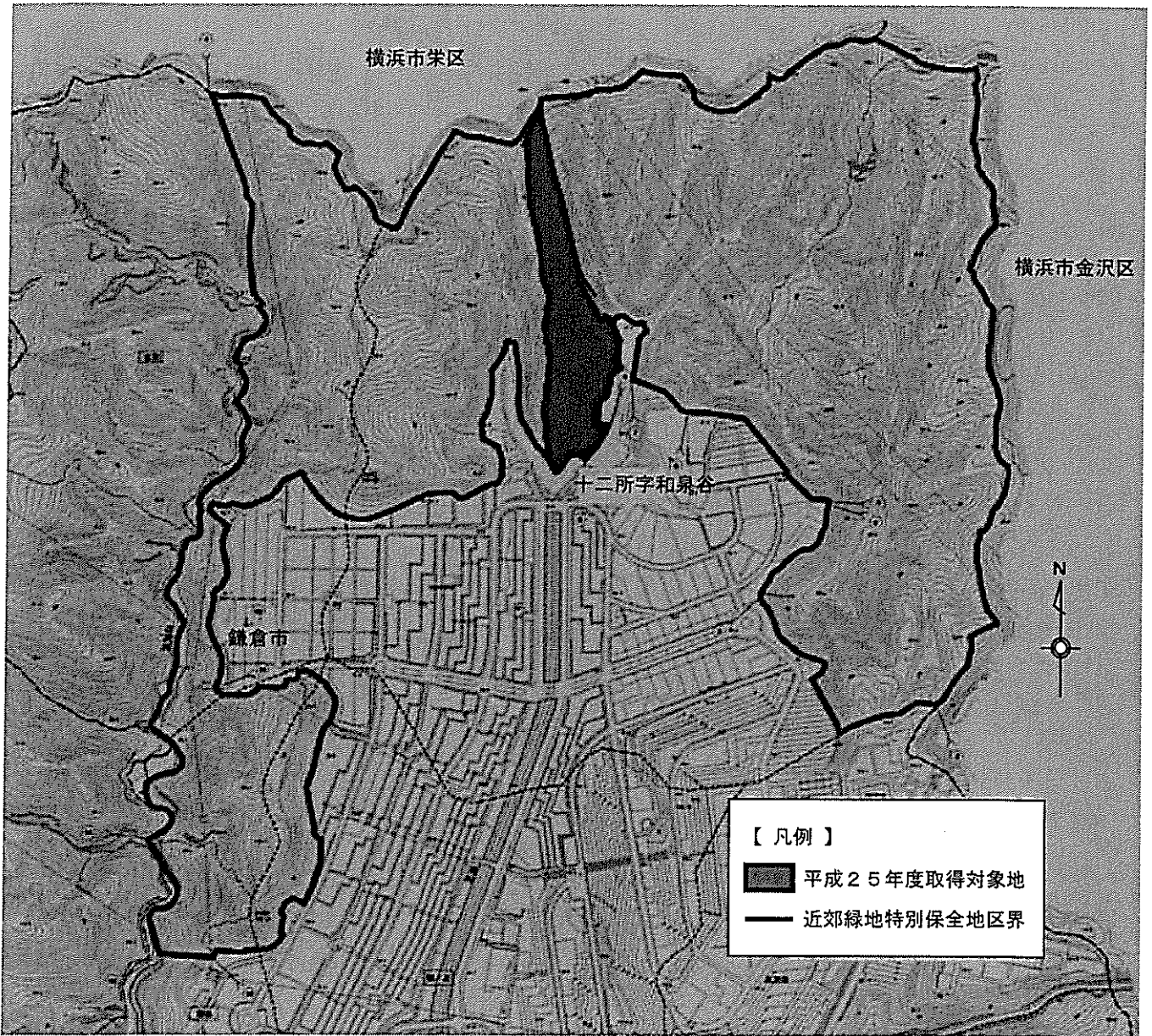
所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市十二所字和泉谷464番2	山林	22,878.00㎡ (約6,920.5坪)	22,878.31㎡ (約6,920.6坪)

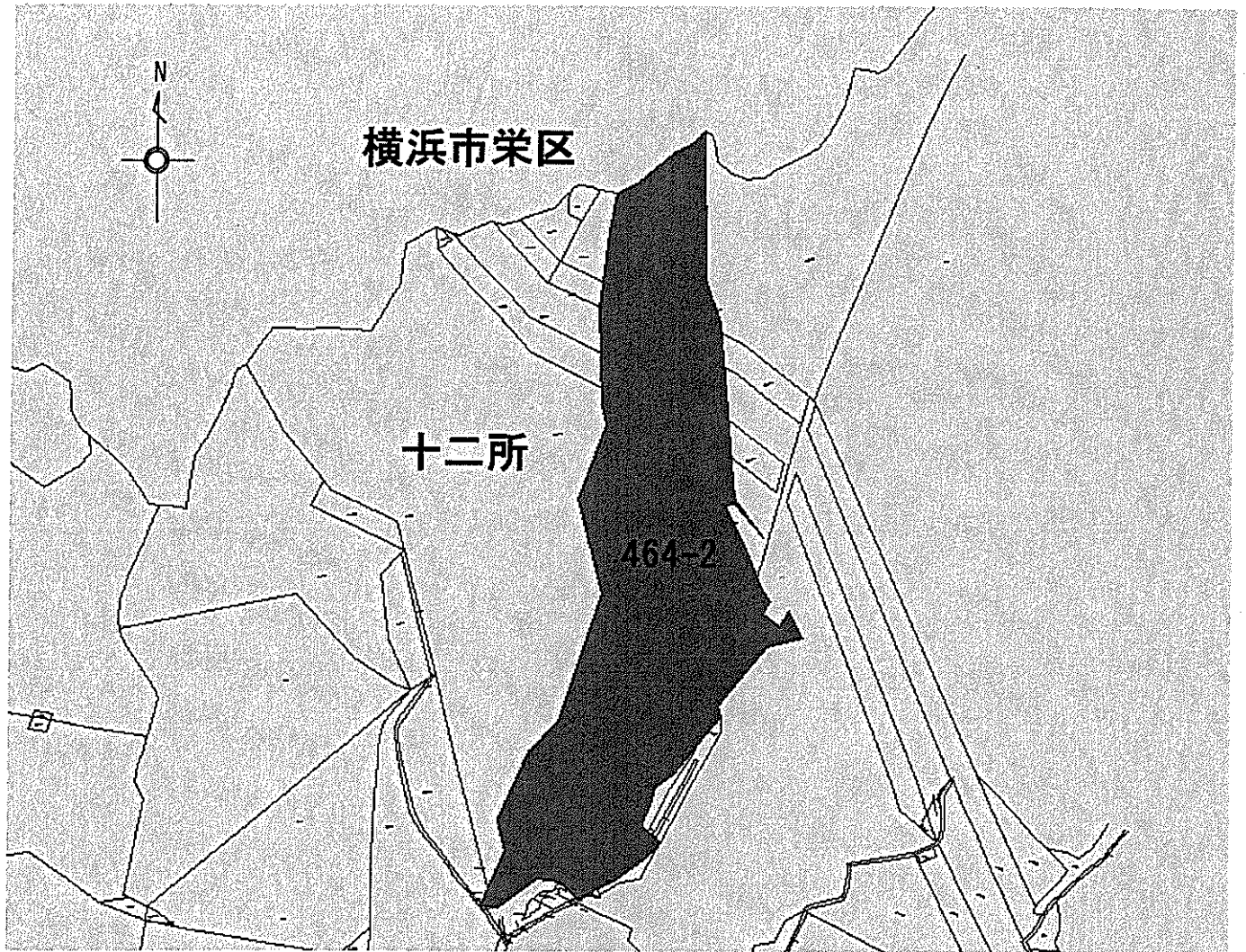
2 取得価格 132,694,198円

3 所有者

[Redacted Name]
[Redacted Address]

案内図





不動産の取得について

鎌倉近郊緑地特別保全地区内の土地を次のとおり取得するものとする。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市今泉一丁目42番	山林	5,788.00㎡ (約1,750.8坪)	5,788.96㎡ (約1,751.1坪)

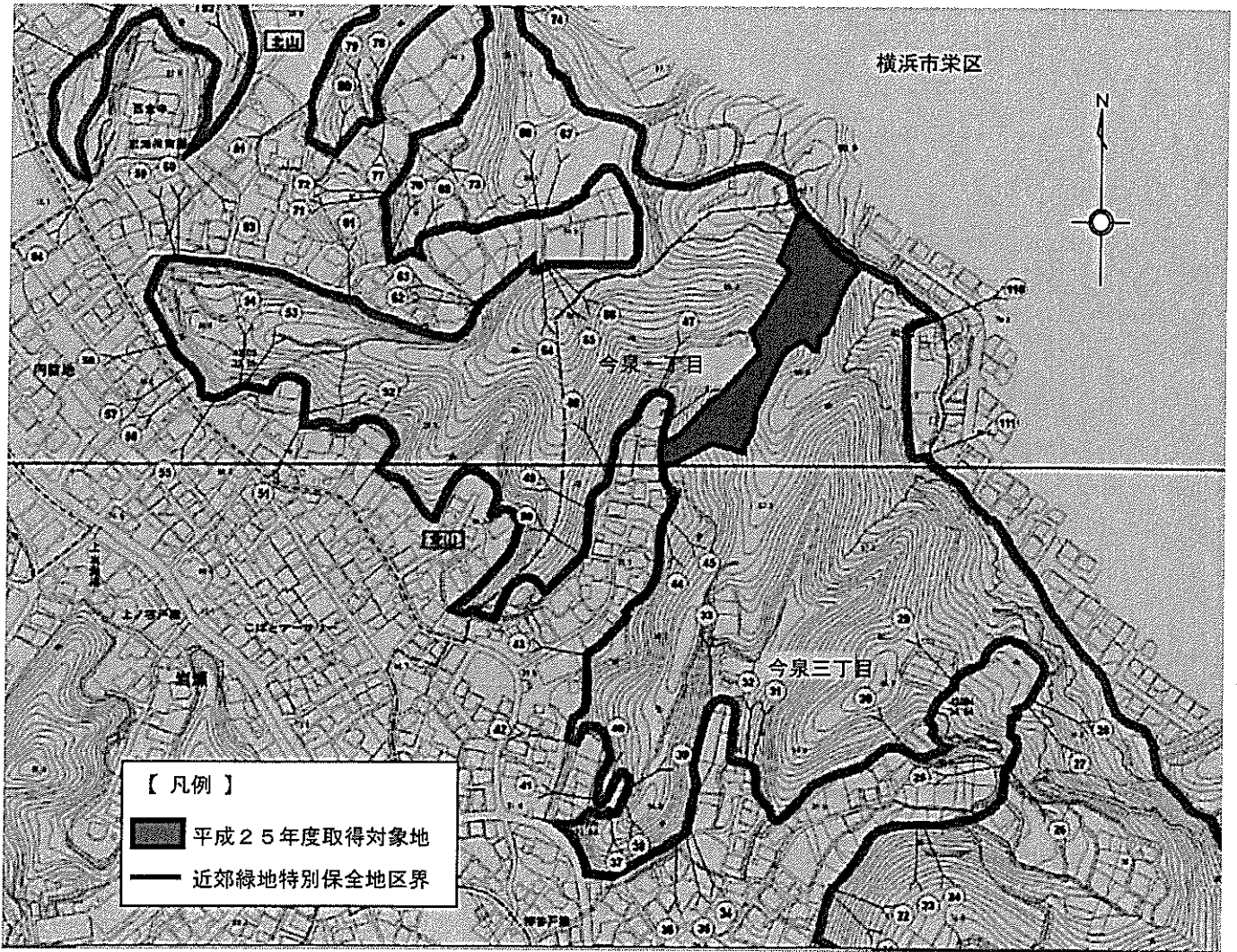
2 取得価格 32,418,176円

3 所有者

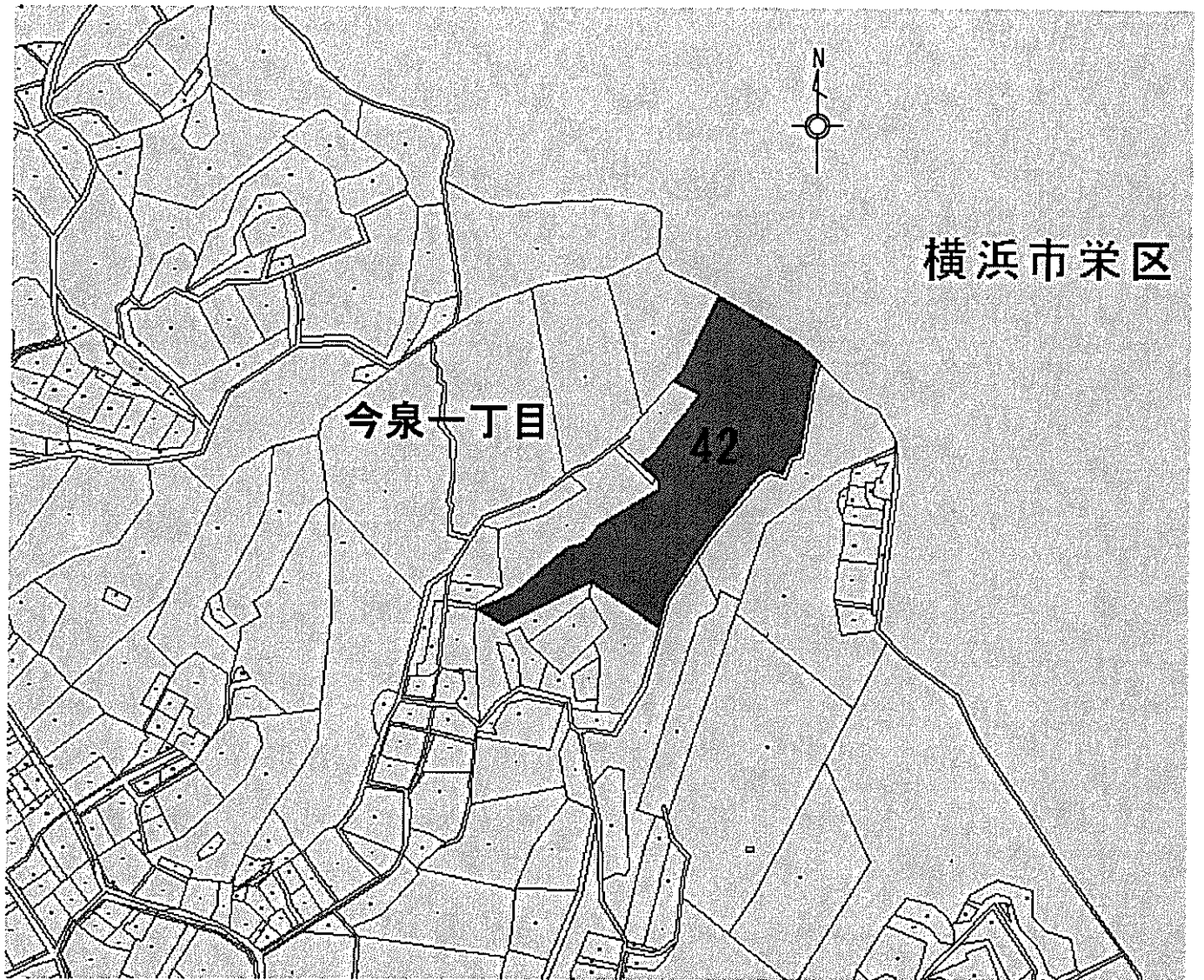
[REDACTED]

[REDACTED]

案内図



地 番 図



議案第 64 号

平成25年度鎌倉市一般会計
補正予算（第6号）

平成25年度鎌倉市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,153,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,604,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市税		34,668,844円	143,083円	34,811,927円
	5 市民税	17,325,222	81,814	17,407,036
	10 固定資産税	12,983,658	104,488	13,088,146
	15 軽自動車税	102,405	2,084	104,489
	20 市たばこ税	952,235	△43,571	908,664
	30 都市計画税	3,305,322	△1,732	3,303,590
10 地方譲与税		318,000	△17,999	300,001
	8 地方揮発油譲与税	94,000	△7,000	87,000
	10 自動車重量譲与税	224,000	△11,000	213,000
	15 地方道路譲与税	0	1	1
15 利子割交付金		83,000	△9,000	74,000
	5 利子割交付金	83,000	△9,000	74,000
16 配当割交付金		83,000	34,000	117,000
	5 配当割交付金	83,000	34,000	117,000
19 地方消費税交付金		1,621,000	△40,000	1,581,000
	5 地方消費税交付金	1,621,000	△40,000	1,581,000
30 自動車取得税交付金		192,000	△33,000	159,000
	5 自動車取得税交付金	192,000	△33,000	159,000
33 地方特例交付金		120,000	△4,068	115,932
	5 地方特例交付金	120,000	△4,068	115,932
35 地方交付税		200,000	△79,343	120,657
	5 地方交付税	200,000	△79,343	120,657
40 交通安全対策特別交付金		27,000	△2,000	25,000
	5 交通安全対策特別交付金	27,000	△2,000	25,000

款	項	補正前の額	補正額	計
45 分担金及び負担金		620,063円	△ 1,258円	618,805円
	5 負担金	620,063	△ 1,258	618,805
50 使用料及び手数料		939,891	△12,522	927,369
	5 使用料	514,981	△ 9,814	505,167
	10 手数料	398,519	△ 2,708	395,811
55 国庫支出金		6,781,383	△ 382,789	6,398,594
	5 国庫負担金	4,944,695	19,203	4,963,898
	10 国庫補助金	1,805,548	△ 401,992	1,403,556
60 県支出金		3,030,917	△33,653	2,997,264
	5 県負担金	1,569,276	27,616	1,596,892
	10 県補助金	1,091,091	△50,623	1,040,468
	15 委託金	370,550	△10,646	359,904
65 財産収入		523,343	△ 215,405	307,938
	5 財産運用収入	29,918	18,745	48,663
	10 財産売払収入	493,425	△ 234,150	259,275
70 寄附金		1,533,710	1,771	1,535,481
	5 寄附金	1,533,710	1,771	1,535,481
75 繰入金		1,865,401	△ 412,423	1,452,978
	5 基金繰入金	1,863,401	△ 451,712	1,411,689
	10 他会計繰入金	2,000	39,289	41,289
80 繰越金		1,014,012	396,049	1,410,061
	5 繰越金	1,014,012	396,049	1,410,061
85 諸収入		2,236,336	△67,211	2,169,125
	5 延滞金加算金及び過料	78,001	22,000	100,001

款	項	補正前の額	補正額	計
	25 雑入	628,579円	△89,211円	539,368円
90 市債		2,839,700	△417,432	2,422,268
	5 市債	2,839,700	△417,432	2,422,268
歳入合計		58,757,600	△1,153,200	57,604,400

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		451,541千円	△ 1,491千円	450,050千円
	5 議会費	451,541	△ 1,491	450,050
10 総務費		6,297,364	1,088,762	7,386,126
	5 総務管理費	4,908,849	1,152,596	6,061,445
	10 徴税費	722,337	△31,699	690,638
	15 戸籍住民基本台帳費	326,275	9,843	336,118
	20 選挙費	259,317	△37,330	221,987
	25 統計調査費	24,691	△79	24,612
	30 監査委員費	55,895	△ 4,569	51,326
15 民生費		20,351,722	△ 220,544	20,131,178
	5 社会福祉費	10,197,194	16,488	10,213,682
	10 児童福祉費	8,020,023	△ 234,627	7,785,396
	15 生活保護費	2,132,975	△ 2,405	2,130,570
20 衛生費		6,750,961	△85,679	6,665,282
	5 保健衛生費	1,467,891	△ 2,410	1,465,481
	10 清掃費	4,994,897	△76,488	4,918,409
	15 環境対策費	288,173	△ 6,781	281,392
25 労働費		150,559	△51	150,508
	5 労働諸費	150,559	△51	150,508
30 農林水産業費		235,818	△11,026	224,792
	5 農業水産業費	235,818	△11,026	224,792
35 商工費		659,982	△ 9,080	650,902
	5 商工費	659,982	△ 9,080	650,902
40 観光費		232,517	△14,892	217,625
	5 観光費	232,517	△14,892	217,625

款	項	補正前の額	補正額	計
45 土木費		9,068,844円	△ 1,473,763円	7,595,081円
	5 土木管理費	1,349,264	△25,893	1,323,371
	10 道路橋りょう費	737,660	△13,696	723,964
	15 河川費	113,781	△ 3,232	110,549
	20 都市計画費	6,679,063	△ 1,429,670	5,249,393
	25 住宅費	189,076	△ 1,272	187,804
50 消防費		2,560,545	△53,261	2,507,284
	5 消防費	2,560,545	△53,261	2,507,284
55 教育費		6,490,843	△ 325,764	6,165,079
	5 教育総務費	1,363,964	△54,530	1,309,434
	10 小学校費	1,019,385	942	1,020,327
	15 中学校費	713,929	△ 104,586	609,343
	20 社会教育費	3,073,277	△ 172,206	2,901,071
	25 保健体育費	320,288	4,616	324,904
60 公債費		4,407,889	△21,143	4,386,746
	5 公債費	4,407,889	△21,143	4,386,746
65 諸支出金		1,041,215	△25,268	1,015,947
	5 土地開発公社費	1,041,215	△25,268	1,015,947
歳 出 合 計		58,757,600	△ 1,153,200	57,604,400

第2表 継続費

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
20 衛生費	10 清掃費	名越クリーンセンター基幹的設備改良事業	千円	24	千円 52,000	千円	24	千円 52,000
			3,256,000	25	1,292,000	3,231,869	25	1,278,305
				26	1,912,000		26	1,901,564

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
10 総務費	5 総管理費	極楽寺二丁目崩落法面本復旧事業	千円 6,700
30 農林水産業費	5 農水産業費	腰越漁港改修整備事業	67,610
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業	7,884

第4表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
鎌倉市川喜多映画記念館管理 運営事業費（消費税率引上分）	平成25年度から 平成26年度まで	千円 981
鎌倉市芸術館管理運営事業費 （消費税率引上分）	平成25年度から 平成27年度まで	3,178
鎌倉市市民活動センター管理 運営事業費（消費税率引上分）	平成25年度から 平成27年度まで	595
鎌倉市老人福祉センター及び 鎌倉市老人いこいの家管理運営事業費 （消費税率引上分）	平成25年度から 平成27年度まで	3,567
鎌倉市営住宅管理運営事業費 （消費税率引上分）	平成25年度から 平成27年度まで	2,464
学校給食調理委託事業費 （深沢小学校、山崎小学校、小坂小学 校、今泉小学校）（消費税率引上分）	平成25年度から 平成27年度まで	6,014
鎌倉市文学館管理運営事業費 （消費税率引上分）	平成25年度から 平成27年度まで	410
鎌倉市スポーツ施設管理運営事業費 （鎌倉体育館・大船体育館 ・鎌倉武道館・見田記念体育館） （消費税率引上分）	平成25年度から 平成29年度まで	11,583

2 廃止

事 項	期 間	限 度 額
深沢地区公民連携方策等 検討業務委託事業費	平成25年度から 平成26年度まで	千円 23,604

第5表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	千円 184,268	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清掃施設整備事業費	千円 659,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。	千円 875,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。
漁港整備事業費	10,500	同 上	同 上	同 上	12,800	同 上	同 上	同 上
都市計画事業費	1,777,600	同 上	同 上	同 上	1,128,500	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業費	116,000	同 上	同 上	同 上	107,800	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業費	162,600	同 上	同 上	同 上	23,500	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業費	74,700	同 上	同 上	同 上	70,500	同 上	同 上	同 上
史跡保存事業費	39,100	同 上	同 上	同 上	19,400	同 上	同 上	同 上
合 計	2,839,700				2,238,000			

議案第 65 号

平成25年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第3号）

平成25年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,838,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		100,050千円	△19,350千円	80,700千円
	5 国庫補助金	100,050	△19,350	80,700
20 県支出金		2,935	△ 1,136	1,799
	5 県補助金	2,935	△ 1,136	1,799
25 繰入金		2,391,000	△ 122,000	2,269,000
	5 他会計繰入金	2,391,000	△ 122,000	2,269,000
30 繰越金		130,800	162,655	293,455
	5 繰越金	130,800	162,655	293,455
35 諸収入		7,902	1,931	9,833
	15 雑入	5,701	1,931	7,632
40 市債		1,717,500	△ 127,300	1,590,200
	5 市債	1,717,500	△ 127,300	1,590,200
歳 入 合 計		6,943,900	△ 105,200	6,838,700

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		1,802,120円	△10,200円	1,791,920円
	5 下水道総務費	1,802,120	△10,200	1,791,920
10 事業費		744,980	△72,000	672,980
	5 下水道整備費	744,980	△72,000	672,980
15 公債費		4,391,800	△23,000	4,368,800
	5 公債費	4,391,800	△23,000	4,368,800
歳 出 合 計		6,943,900	△105,200	6,838,700

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
5 総務費	5 下水道総務費	公共下水道（雨水）維持修繕事業（明月川第1雨水幹線）	千円 4,070
10 事業費	5 下水道整備費	下水道管路施設（污水）長寿命化計画策定事業	17,000
10 事業費	5 下水道整備費	公共下水道（污水）築造事業（深沢枝線）	11,600
10 事業費	5 下水道整備費	公共下水道（污水）築造事業（笛田第2枝線）	20,000
10 事業費	5 下水道整備費	公共下水道（雨水）築造事業（古川排水区）	9,690

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,717,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,590,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 66 号

平成25年度鎌倉都市計画事業大船駅
東口市街地再開発事業特別会計
補正予算（第1号）

平成25年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		99,270千円	△ 8,366千円	90,904千円
	5 他会計繰入金	99,270	△ 8,366	90,904
15 繰越金		2,142	1,066	3,208
	5 繰越金	2,142	1,066	3,208
歳 入 合 計		107,600	△ 7,300	100,300

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 事業費		105,600千円	△ 7,300千円	98,300千円
	5 事業費	105,600	△ 7,300	98,300
歳 出 合 計		107,600	△ 7,300	100,300

議案第 67 号

平成25年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第2号）

平成25年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,790,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 国民健康保険料		5,095,260千円	△ 503,740千円	4,591,520千円
	5 国民健康保険料	5,095,260	△ 503,740	4,591,520
20 国庫支出金		3,375,226	787	3,376,013
	10 国庫補助金	0	787	787
25 療養給付費交付金		570,609	91,900	662,509
	5 療養給付費交付金	570,609	91,900	662,509
27 前期高齢者交付金		5,085,498	271,142	5,356,640
	5 前期高齢者交付金	5,085,498	271,142	5,356,640
35 共同事業交付金		1,508,358	109,881	1,618,239
	5 共同事業交付金	1,508,358	109,881	1,618,239
40 繰入金		1,755,489	△27,914	1,727,575
	5 他会計繰入金	1,755,488	△27,914	1,727,574
45 繰越金		20,000	361,444	381,444
	5 繰越金	20,000	361,444	381,444
歳 入	合 計	18,486,800	303,500	18,790,300

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		252,561千円	△19,000千円	233,561千円
	5 総務管理費	147,610	△10,000	137,610
	10 徴収費	104,325	△9,000	95,325
10 保険給付費		12,512,785	295,178	12,807,963
	5 療養諸費	11,231,712	241,868	11,473,580
	10 高額療養費	1,187,335	53,310	1,240,645
17 介護納付金		1,150,440	△40,282	1,110,158
	5 介護納付金	1,150,440	△40,282	1,110,158
20 共同事業拠出金		1,735,490	△106,311	1,629,179
	5 共同事業拠出金	1,735,490	△106,311	1,629,179
30 諸支出金		17,611	173,915	191,526
	5 償還金利子及び還付加算金	17,611	173,915	191,526
歳 出 合 計		18,486,800	303,500	18,790,300

議案第 68 号

平成25年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第2号）

平成25年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,183,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,873,245千円	12,372千円	2,885,617千円
	5 国庫負担金	2,392,271	13,890	2,406,161
	10 国庫補助金	480,974	△ 1,518	479,456
20 県支出金		2,007,673	△ 8,325	1,999,348
	5 県負担金	1,968,451	△ 7,260	1,961,191
	15 県補助金	39,222	△ 1,065	38,157
25 支払基金交付金		3,903,216	3,445	3,906,661
	5 支払基金交付金	3,903,216	3,445	3,906,661
30 財産収入		1,828	△ 832	996
	5 財産運用収入	1,828	△ 832	996
40 繰入金		2,275,232	△ 9,397	2,265,835
	5 一般会計繰入金	2,043,000	△ 12,300	2,030,700
	10 基金繰入金	232,232	2,903	235,135
45 繰越金		10,495	215,137	225,632
	5 繰越金	10,495	215,137	225,632
歳 入 合 計		13,971,500	212,400	14,183,900

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		326,641千円	△13,785千円	312,856千円
	5 総務管理費	326,641	△13,785	312,856
10 保険給付費		13,417,600	20,400	13,438,000
	5 介護サービス等諸費	13,417,600	20,400	13,438,000
12 地域支援事業費		213,930	△ 8,520	205,410
	5 地域支援事業費	213,930	△ 8,520	205,410
25 基金積立金		2,628	157,965	160,593
	5 基金積立金	2,628	157,965	160,593
30 諸支出金		10,501	56,340	66,841
	5 償還金及び還付加算金	10,501	56,340	66,841
歳 出 合 計		13,971,500	212,400	14,183,900

議案第 69 号

平成25年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

平成25年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,682,400千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 後期高齢者医療保険料		2,673,491千円	123,981千円	2,797,472千円
	5 後期高齢者医療保険料	2,673,491	123,981	2,797,472
10 繰入金		1,762,472	△ 2,912	1,759,560
	5 一般会計繰入金	1,762,472	△ 2,912	1,759,560
15 繰越金		2,000	97,731	99,731
	5 繰越金	2,000	97,731	99,731
歳 入	合 計	4,463,600	218,800	4,682,400

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		93,922千円	△ 5,582千円	88,340千円
	5 総務管理費	93,922	△ 5,582	88,340
10 広域連合納付金		4,354,678	218,695	4,573,373
	5 広域連合納付金	4,354,678	218,695	4,573,373
15 諸支出金		13,000	5,687	18,687
	10 繰出金	1,000	5,687	6,687
歳 出 合 計		4,463,600	218,800	4,682,400

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成25年10月22日、鎌倉市浄明寺五丁目3番26号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 59,656円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

3 処分の日 平成26年1月24日